

# 令和4年度税制改正の概要

所得税法等の改正	本文参照頁
1 納税地の特例等の改正	72
「所得税の納税地の変更に関する届出書」及び「所得税の納税地の異動に関する届出書」について、その提出が不要とされました。	
2 所有株式に対応する資本金等の額の計算方法等の整備	
(1) 資本の払戻しによりその株主等である個人が金銭等の交付を受ける場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる資本の払戻しを行った法人のその資本の払戻しの直前の払戻等対応資本金額等は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を上限とすることとされました。	75
(2) 資本の払戻しを行った法人が2以上の種類の株式を発行していた法人である場合のみなし配当の額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額は、その資本の払戻しに係るその種類の株式の種類資本金額を基礎として計算することとされました。	75
(3) 上記(2)の整備に伴い、資本の払戻しを行った法人がその資本の払戻しに係る種類の株式を所有する個人及びその株式を保管する特定口座が開設されている金融商品取引業者等に対して通知すべき事項について、所要の整備が行われました。	76
3 配当所得とされる分配金の範囲の改正	78
その額が配当等の収入金額とされる分配金の範囲に、労働者協同組合の組合員がその労働者協同組合の事業に従事した程度に応じて受けるものが追加されました。	
4 国庫補助金等の総収入金額不算入制度の改正	
(1) 対象となる国庫補助金等に、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金が追加されました。	80
(2) 国庫補助金等の交付を受けた年の前年以前にその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合について本制度の適用があることが明確化されました。	80

<b>5 家事関連費等の必要経費不算入等の改正</b>	82
<p>隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出し、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の総収入金額に係る売上原価の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額は、その保存する帳簿書類等によりこれらの額の基因となる取引が行われたこと及びその額が明らかである場合等に該当するその売上原価の額又は費用の額を除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費に算入しないこととされました。</p>	
<b>6 減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法の改正</b>	
(1) 少額の減価償却資産の取得価額の必要経費算入制度の改正	86
<p>対象となる資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な業務として行われるものを除きます。）の用に供したものが除外されました。</p>	
(2) 一括償却資産の必要経費算入制度の改正	86
<p>対象となる資産から、貸付け（主要な業務として行われるものを除きます。）の用に供した減価償却資産が除外されました。</p>	
<b>7 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の創設</b>	
(1) 一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされました。	88
<p>① 完全子法人株式等に該当する株式等（その内国法人が自己の名義をもって有するものに限り、下記②において同じです。）に係る配当等</p> <p>② その内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等</p>	
(2) 上記(1)の特例の創設に伴い、利子・配当等の受領者の告知制度等について、所要の整備が行われました。	89
<b>8 確定申告書の添付書類等に関する改正</b>	
(1) 確定申告の際に社会保険料控除等（社会保険料控除又は小規模企業共済等掛金控除をいいます。以下同じです。）の適用を受ける場合に確定申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示することとされている書類の範囲に、社会保険料の金額等（社会保険料の金額又は小規模企業共済等掛金の額をいいます。以下同じです。）を証する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面が追加されました。	92
(2) 給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載	93

すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、社会保険料の金額等を証する書類の書面による提出に代えて、その給与等の支払者に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとされました。

(3) 年末調整の際に社会保険料控除等の適用を受ける場合に給与所得者の保険料控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示することとされている書類の範囲に、社会保険料の金額等を証する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面が追加されました。	93
<b>9 償還金等の支払調書の改正</b>	94
交付を受ける償還金等が支払調書制度の対象となる内国法人の範囲に、労働者協同組合が追加されました。	
<b>10 支払調書等の提出の特例の改正</b>	95
調書等の提出方法から、磁気テープを提出する方法が除外されました。	
<b>11 確定拠出年金制度の拡充に伴う改正</b>	96
確定拠出年金制度の改正に伴い、退職一時金等に係る退職所得控除額の計算の基礎となる組合員等であった期間に含めるものとされる個人型年金加入者期間について所要の整備が行われました。	
<b>12 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置の非課税貯蓄申告書等の電子情報処理組織による申請等の方法の改正</b>	100
電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により障害者等の少額預金の利子所得等の非課税措置の次に掲げる書類を提出する場合のファイル形式（改正前：PDF形式）が、XML形式又はCSV形式とされました。	
(1) 非課税貯蓄申告書	
(2) 非課税貯蓄限度額変更申告書	
(3) 非課税貯蓄に関する異動申告書	
(4) 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書	
(5) 非課税貯蓄廃止申告書	
(6) 非課税貯蓄みなし廃止通知書	
(7) 非課税貯蓄者死亡通知書	
(8) 金融機関の営業所等の届出書	

## 租税特別措置法等（所得税関係）の改正

本文  
参照頁

### 第一 住宅・土地税制の改正

#### 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度（住宅ローン税額控除）等の改正

##### (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の改正

適用期限が令和7年12月31日まで4年延長されるとともに、次の措置が講じられました。

- ① 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間が次のとおりとされました。

##### イ ロ以外の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

(注) 上記の金額等は、住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得（買取再販住宅の取得を除きます。）又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律2,000万円と、控除期間は一律10年とされます。

##### ロ 認定住宅等の場合

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定住宅	令和4年・令和5年	5,000万円	0.7%	13年
	令和6年・令和7年	4,500万円		
特定エネルギー消費性能向上住宅	令和4年・令和5年	4,500万円		
	令和6年・令和7年	3,500万円		
エネルギー消費性能向上住宅	令和4年・令和5年	4,000万円		
	令和6年・令和7年	3,000万円		

(注1) 上記の「認定住宅等」とは、認定住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅及びエネルギー消費性能向上住宅をいい、上記の「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいい、上記の「特定エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋をいい、上記の「エネルギー消費性能向上住宅」とは、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋をいいます（下記7(2)において同じです。）。

(注2) 上記の金額等は、住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再

127

販認定住宅等の取得である場合の金額等であり、住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得（買取再販認定住宅等の取得を除きます。）である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とされます。

- ② 適用対象者の所得要件が2,000万円以下（改正前：3,000万円以下）に引き下げられました。
  - ③ 個人が取得等をした住宅の用に供する家屋のうち小規模なものとして一定のものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得についても、この制度の適用ができることとされました。ただし、その者の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととされました。
  - ④ 個人が令和6年1月1日以後にその居住の用に供する家屋のうち、エネルギー消費性能向上住宅に該当するもの以外のものとして一定のものの新築又は当該家屋で建築後使用されたことのないものの取得については、この制度の適用ができないこととされました。
  - ⑤ 適用対象となる既存住宅の要件について、経過年数基準に適合するものであることを廃止し、耐震基準に適合するものであることに一本化されました。
  - ⑥ 二以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合の控除額の調整措置等について、所要の措置が講じられました。
- (2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の改正

138

適用期限が令和7年12月31日まで4年延長されるとともに、次の措置が講じられました。

- ① 住宅の再取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間が次のとおりとされました。

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・令和5年	5,000万円	0.9%	13年
令和6年・令和7年	4,500万円		

(注) 上記の金額等は、住宅の再取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得である場合の金額等であり、それ以外の場合（既存住宅の取得（買取再販住宅の取得及び買取再販認定住宅等の取得を除きます。）又は住宅の増改築等）における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とされます。

- ② 住宅被災者のうち警戒区域設定指示等の対象区域内にその者の従前住宅が所在していなかったものが、住宅の再取得等をして令和7年1月1日以後に居住の用に供する場合には、本特例の適用ができないこととされました。
- ③ 上記(1)②から⑤までと同様の措置を講ずることとされました。
- (3) 住宅ローン税額控除の適用に係る手続の改正
- ① 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅ローン税額控除に関する証明書等の改正
- イ 住宅借入金等に係る債権者は、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の交付を要しないこととされました。これに伴い、確定申告書及び給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書に添付すべき書類から「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が除かれています。
- ロ 年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書の記載事項に、その年の12月31日における住宅借入金等の金額を加えることとされました。
- ハ 下記②イの適用申請書の提出をした個人は、その旨を「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書」に記載することにより請負契約書等の写しの確定申告書への添付に代えることができることとされました。この場合において、税務署長は、必要があると認めるときは、その確定申告書を提出した者（以下「控除適用者」といいます。）に対し、その確定申告書に係る確定申告期限等の翌日から起算して5年を経過する日までの間、その写しの提示又は提出を求めることができることとされ、この求めがあったときは、その控除適用者は、その写しを提示し、又は提出しなければならないこととされました。
- ② 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の創設
- イ 令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋について、住宅ローン税額控除の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等に係る一定の債権者に対して、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の一定の事項（以下「申請事項」といいます。）を記載した申請書（以下「適用申請書」といいます。）の提出（その適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法によるその適用申請書に記載すべき事項の提供を含みます。）をしなければならないこととされました。
- ロ 適用申請書の提出を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後10年内の各年の10月31日（その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあつては、その翌年1月31日）までに、申請

事項及びその適用申請書の提出をした個人のその年の12月31日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額等を記載した「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を作成し、その債権者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。この場合において、その債権者は、その適用申請書につき帳簿を備え、その適用申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならないこととされました。

**2 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正** 149

買換資産が建築後使用されたことのない家屋で、その家屋を令和6年1月1日以後にその者の居住の用に供した場合又は供する見込みである場合に、その家屋が特定居住用家屋に該当するもの以外のものであることが加えられた上で、その適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。

**3 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正** 151  
適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。

**4 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の改正** 153  
適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。

**5 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の改正** 155  
次の見直しが行われた上で、その適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。

- (1) 耐震改修工事限度額が一律250万円とされました。
- (2) 税額控除額の計算要素である「耐震改修標準的費用額」の基礎となる工事内容に応じた単位当たりの標準的な費用の額について、近年の工事の実績等を踏まえた見直しを行うこととされました。

**6 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の改正** 163  
次の見直しが行われた上で、その適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。

- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る税額控除の控除対象限度額が一律200万円と、一般断熱改修工事等に係る税額控除の控除対象限度額が一律250万円とされました。 163
- (2) 個人が、その所有する居住用の家屋について上記5の税額控除又は本特例による税額控除の対象となる改修工事（以下「対象改修工事」といいます。）をして、その家屋を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、上記5の税額控除又は本特例による税額控除の適用を受ける場合に限り、その個人の居住の用に供した日 163

<p>の属する年分の所得税の額から次に掲げる金額の合計額（対象改修工事に係る標準的な費用の額の合計額と1,000万円から当該金額（当該金額が控除対象限度額を超える場合には、当該控除対象限度額）を控除した金額のいずれか低い金額を限度）の5%相当額を控除することができる「その他工事等特別税額控除制度」が設けられました。</p> <p>① その対象改修工事に係る標準的な費用の額（控除対象限度額を超える部分に限ります。）の合計額</p> <p>② その対象改修工事と併せて行うその他工事に要した費用の額（補助金等の交付がある場合には当該補助金等の額を控除した後の金額）の合計額</p> <p>(3) 一般断熱改修工事等に係る税額控除の対象となる省エネ改修工事が「窓の断熱改修工事又は窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事」（改正前：「全ての居室の全ての窓の断熱改修工事又は全ての居室の全ての窓の断熱改修工事と併せて行う天井、壁若しくは床の断熱改修工事」）とされました。</p> <p>(4) 税額控除額の計算要素である「標準的費用額」の基礎となる工事内容に応じた単位当たりの標準的な費用の額について、近年の工事の実績等を踏まえた見直しを行うこととされました。</p>	<p>166</p> <p>166</p> <p>168</p>
<p><b>7 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の改正（改正後：認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）</b></p> <p>次の見直しが行われた上で、その適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。</p> <p>(1) 認定住宅限度額が一律650万円とされました。</p> <p>(2) 適用対象となる住宅の範囲に、特定エネルギー消費性能向上住宅が追加されました。</p>	<p>168</p>
<p><b>8 取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の改正</b></p> <p>取用等のあった日の属する年の前年以前に取得した資産について取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用があることが明確化されました。</p>	<p>174</p>
<p><b>9 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の改正</b></p> <p>(1) 農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例に係る措置が、同法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地がその農用地の所有者等の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合の措置に改組されました。</p> <p>(2) 適用対象となる重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定され</p>	<p>176</p> <p>178</p>



	た土地が地方独立行政法人に買い取られる場合におけるその地方独立行政法人の範囲が、博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館又は植物園の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とされました。	
10	<b>特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の改正</b>	181
	適用対象となる農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合について、その農用地が同法に規定する地域計画の区域内にある場合に限定されました。	
11	<b>農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の改正</b>	
	(1) 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に係る措置が、農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合の措置に改組されました。	184
	(2) 適用対象となる農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に対し農用地区域内にある農地等を譲渡した場合から、上記(1)の農用地区域内にある土地等を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡した場合に該当する場合が除外されました。	184
	(3) 適用対象から、次に掲げる場合が除外されました。	185
	① 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった同法の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合	
	② 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の認定を受けた者に山林に係る土地の譲渡をした場合	
	③ 土地等につき集落地域整備法の事業が施行された場合において清算金を取得するとき	
12	<b>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例の改正</b>	185
	適用対象から、集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をした場合が除外されました。	
13	<b>平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例の廃止</b>	186
	この制度は廃止されました。	

<p><b>14 被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例の改正</b></p> <p>本特例における譲渡期限（改正前：10年）が5年延長され、15年とされました。</p> <p><b>第二 金融・証券税制の改正</b></p> <p><b>1 上場株式等に係る配当所得等の課税の特例の改正</b></p> <p>(1) 内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等とその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算してその発行済株式等の総数等に占める割合（下記(2)において「株式等保有割合」といいます。）が100分の3以上となるときにおけるその居住者等が支払を受けるものが、総合課税の対象とされました。</p> <p>(2) 上場株式等の配当等の支払をする内国法人は、その配当等の支払に係る基準日においてその株式等保有割合が100分の1以上となるその支払を受ける居住者等の氏名、個人番号その他の事項を記載した「上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書」を、その支払の確定した日から1月以内に、その内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。</p> <p><b>2 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の改正</b></p> <p>(1) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等その他の特例の改正</p> <p>① 適用対象となる沖縄振興特別措置法に規定する指定会社の申請手続において必要な添付書類が一部削減されました。</p> <p>② 上記①の指定会社について、沖縄振興特別措置法の規定に基づく指定期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>(2) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の改正</p> <p>① 適用対象となる小規模企業者の要件に、認定区域計画に係る国家戦略特別区域外に有する事業所において業務に従事する従業員の数の合計が常時雇用する従業員の数の10分の2に相当する数以下であることが加えられました。</p> <p>② 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>③ 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の発行期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>188</p> <p>192</p> <p>193</p> <p>201</p> <p>201</p>
--	--

**3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等の改正** 215

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）における特定非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等から除外される特定非課税管理勘定に上場株式等を受け入れようとする日以前6月以内にその者のその年分の特定累積投資勘定において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたものについて、同日以前6月以内にその者の特定累積投資勘定において特定累積投資上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたものとするものとされました。

**4 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の改正** 216

特例の適用対象となる内国法人の範囲に、労働者協同組合が追加されました。

**5 障害者等の少額公債の利子の非課税措置の特別非課税貯蓄申告書等の電子情報処理組織による申請等の方法の改正** 219

電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により障害者等の少額公債の利子の非課税措置、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用及び公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例の次に掲げる書類を提出する場合のファイル形式（改正前：PDF形式）が、XML形式又はCSV形式とされました。

- (1) 特別非課税貯蓄申告書
- (2) 特別非課税貯蓄限度額変更申告書
- (3) 特別非課税貯蓄に関する異動申告書
- (4) 金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書
- (5) 特別非課税貯蓄廃止申告書
- (6) 特別非課税貯蓄みなし廃止通知書
- (7) 特別非課税貯蓄者死亡通知書
- (8) 販売機関の営業所等の届出書
- (9) 金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書
- (10) 公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

**第三 事業所得等に係る税制の改正**

**1 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正**

次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認

定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 取得又は建設をした特定建物等を事業の用に供する期限が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた日の翌日以後3年(改正前：2年)を経過する日とされました。	222
(2) 中小事業者以外の個人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、2,500万円以上(改正前：2,000万円以上)に引き上げられました。	222
<b>2 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正</b>	
地方事業所基準雇用者数に係る措置について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	
(1) 適用要件のうち「その個人の適用年の特定新規雇用者等数が2人以上であること」との要件が廃止されました。	226
(2) 特定新規雇用者数、移転型特定新規雇用者数、新規雇用者総数及び移転型新規雇用者総数について、他の事業所において新たに雇用された者でその雇用された年の12月31日において適用対象特定業務施設に勤務する者の数を含むこととされました。	226
(3) 税額控除限度額の計算の基礎となる非新規基準雇用者数が、無期雇用かつフルタイムの雇用者の数に限ることとされました。	227
<b>3 給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除制度の改正</b>	
(1) 個人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置が改組され、青色申告書を提出する個人が、令和5年及び令和6年の各年において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その年において継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるときは、その個人のその年の控除対象雇用者給与等支給増加額(その年において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額)に15%(その年において次の要件を満たす場合にはそれぞれ次の割合を加算した割合とし、その年において次の要件の全てを満たす場合には次の割合を合計した割合を加算した割合とします。)を乗じて計算した金額の税額控除ができることとされました。	231
① 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であること……10%	
② その個人のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること……5%	
(2) 中小事業者の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、	238

次の見直しが行われた上、その適用期限が令和6年まで1年延長されました。

① 税額控除割合の上乗せ措置について、適用年において次の要件を満たす場合には、15%にそれぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、その適用年において次の要件の全てを満たす場合には、15%に次の割合を合計した割合を加算した割合（すなわち40%）を税額控除割合とする措置とされました。

イ 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上であること……15%

ロ その中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること……10%

② 上記①ロの税額控除割合の上乗せの適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書への添付）をしなければならないこととされました。

③ 上記2(2)(3)の見直しに伴い、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象雇用者給与等支給増加額の調整計算の見直しが行われました。

#### 4 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除制度の改正

次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

(1) 税額控除割合について、次のとおり見直されました。

240

① 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備……15%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、9%）

② 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備……9%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、5%）

③ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備……3%

(2) 対象となる無線設備の要件の見直しが行われました。

241

#### 5 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度の創設

(1) 青色申告書を提出する個人でみどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画について同法の認定を受けた農林漁業者等であるものが、同法の施行の日から令和6年3月

242

31日までの間に、その認定に係る認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減に著しく資する一定のものの取得等をして、これをその個人の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その用に供した日の属する年において、その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額の特別償却ができることとされました。

- (2) 青色申告書を提出する個人でみどりの食料システム法の基盤確立事業実施計画について同法の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その認定に係る認定基盤確立事業実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高める一定のものの取得等をして、これをその個人の一定の基盤確立事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年において、その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額の特別償却ができることとされました。

## 6 特定地域における工業用機械等の特別償却制度の改正

- (1) 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、次の見直しが行われました。
- 249
- ① 適用対象者が、沖縄振興特別措置法の産業高度化・事業革新措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当する個人とされました。
  - ② 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が産業イノベーション促進計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされました。
  - ③ 適用対象区域が、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域とされました。
  - ④ 適用対象事業について、ガス供給業が追加され、計量証明業が除外されました。
  - ⑤ 適用対象資産が対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとしたほか、対象減価償却資産に一定の構築物が追加されました。
- (2) 国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、次の見直しが行われました。
- 252
- ① 適用対象者が、沖縄振興特別措置法の国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当する個人とされました。
  - ② 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が国際物流

<p>拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされました。</p> <p>③ 適用対象資産が、対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされました。</p> <p>(3) 経済金融活性化特別地区に係る措置について、次の見直しが行われました。</p> <p>① 適用対象者が、沖縄振興特別措置法の経済金融活性化措置実施計画の認定を受けた事業者に該当する個人とされました。</p> <p>② 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により内閣総理大臣が経済金融活性化計画の認定をした日から令和7年3月31日までの期間とされました。</p> <p>③ 適用対象資産が対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされたほか、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の下限額が引き下げられました。</p> <p>(4) 沖縄の離島の地域に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。</p> <p>① 適用対象資産に個人が取得等をする新設又は増設に係る設備以外の設備並びに改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事により取得又は建設をする建物等が追加されたほか、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の下限額の見直しが行われました。</p> <p>② 本措置の適用については、離島の地域の振興に資する一定の場合に限ることとされました。</p> <p><b>7 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度の廃止</b></p> <p>適用期限（令和4年3月31日）の到来をもって廃止されました。</p> <p><b>8 輸出事業用資産の割増償却制度の創設</b></p> <p>青色申告書を提出する個人で輸出促進法の認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その個人の認定輸出事業計画に記載された施設に該当する機械装置、建物等及び構築物のうち、農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資する一定のもの（以下「輸出事業用資産」といいます。）の取得等をして、これをその個人の輸出事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日の属する各年分（その輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき証明がされた年分に限ります。）において、その輸出事業用資産の普通償却額の30%（建物等及び構築物については、35%）相当額の割増償却ができることとされました。</p>	<p>253</p> <p>255</p> <p>259</p> <p>259</p>
--	---

<b>9 倉庫用建物等の割増償却制度の改正</b>	262
割増償却割合が8%（改正前：10%）に引き下げられた上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	
<b>10 特定災害防止準備金制度の廃止</b>	262
適用期限（令和4年3月31日）の到来をもって廃止されました。	
<b>11 探鉱準備金制度の改正</b>	264
対象となる鉱物から国外にある石炭、亜炭及びアスファルトが除外された上、制度の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。	
<b>12 農業経営基盤強化準備金制度の改正</b>	265
対象となる個人が、認定農業者等のうち農業経営基盤強化促進法の地域計画の区域において農業を担う一定の者とされました。	
<b>13 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の改正</b>	266
対象資産から貸付け（主要な業務として行われるものを除きます。）の用に供した減価償却資産が除外された上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	
<b>第四 その他の改正</b>	
<b>1 山林所得に係る森林計画特別控除制度の改正</b>	267
適用期限が令和6年まで2年延長されました。	
<b>2 国等に対して重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得の非課税の改正</b>	268
適用対象となる地方独立行政法人に重要文化財を譲渡した場合におけるその地方独立行政法人の範囲が、博物館法に規定する公立博物館又は指定施設に該当する博物館、美術館、植物園、動物園又は水族館の設置及び管理を行うことを主たる目的とする地方独立行政法人とされました。	
<b>3 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の改正</b>	269
債務処理計画が平成28年4月1日以後に策定されたものである場合において同日前に株式会社地域経済活性化支援機構法の再生支援決定等の対象となった法人に該当しないものであることとの要件に、債務処理計画が同日以後に策定されたものである場合において同日前に産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人に該当しないものであることが追加された上、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。	
<b>4 給付金等の非課税等の改正</b>	
(1) 児童扶養手当受給者等の自立を支援することを目的としてその児童扶養手当受給者等の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために都道府県等が行うひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付けによる金銭の貸付けにつきその貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、その免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課	272



さないこととされました。

- |  |     |
|--|-----|
| (2) 都道府県社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金の特例貸付事業又は総合支援資金の特例貸付事業による金銭の貸付けにつきその貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、その免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さないこととされました。   | 274 |
| (3) 都道府県、市町村又は特別区から給付される給付金で次に掲げるものについては所得税を課さないこととし、その給付金の給付を受ける権利は国税の滞納処分により差し押さえることができないこととされました。   | 276 |
| ① 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）  |     |
| ② 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として給付される給付金（子育て世帯への臨時特別給付）  |     |
| ③ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点から新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として給付される給付金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）   |     |
| <b>5 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の改正</b>  | 285 |
| 特定学校等の範囲について、児童福祉法の改正に伴う所要の整備が行われました。  |     |
| <b>6 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例の改正</b>   | 287 |
| 適用対象に、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている内国法人（中小企業者に該当するものに限ります。）で産業復興機構の組合財産である債権の債務者であるものについて、債務処理計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の一定の要件を満たすものが策定された場合が追加された上、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。 |     |

## 法人税法等の改正

本文  
参照頁

### 1 グループ通算制度に関する改正

- |   |     |
|---|-----|
| <p>(1) 投資簿価修正制度について、通算終了事由が生じた他の通算法人の株式を有する内国法人及び他の株式等保有法人の全てがその通算終了事由が生じた時の属する事業年度の確定申告書等に調整勘定対応金額の合計額等の計算に関する明細を記載した書類を添付し、かつ、その内国法人又は他の株式等保有法人のうち、いずれかの法人が調整勘定対応金額の計算の基礎となる事項等を記載した書類を保存しているときは、当該他の通算法人の株式のその通算終了事由が生じた時の直後の1単位当たりの帳簿価額の計算における簿価純資産価額は、当該他の通算法人の通算終了時の簿価純資産価額に調整勘定対応金額の合計額を加算した金額に通算終了時の持株割合を乗じて計算した金額とする措置が講じられました。</p>  | 293 |
| <p>(2) 益金の額及び損金の額に算入されない通算税効果額から、利子税の額に相当する金額として通算法人間で授受される金額が除外されました。</p>  | 303 |
| <p>(3) 共同事業性がない場合等の欠損金額の切捨て、共同事業性がない場合等の損益通算の対象となる欠損金額の特例及び通算法人の特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入における支配関係の継続要件について、次の見直しが行われました。</p> <p>① 通算承認日の5年前の日後に設立された通算親法人についての支配関係の継続要件の判定は、他の通算法人のうちその通算親法人との間に最後に支配関係を有することとなった日が最も早いものとの間で行うこととされました。</p> <p>② 通算法人が通算承認日の5年前の日後に設立された法人である場合等における支配関係の継続要件に該当する場合から除外される一定の組織再編成が行われていた場合について、次の見直しが行われました。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 一定の組織再編成が行われていた場合から、通算完全支配関係がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併が行われていた場合等が除外されました。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 一定の組織再編成が行われていた場合に、他の通算子法人との間に支配関係（通算完全支配関係を除きます。）がある他の内国法人を被合併法人とする適格合併で、その通算法人（通算子法人）を設立するものが行われていた場合等が追加されました。</p> | 305 |
| <p>(4) 通算制度の開始及び通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価について、通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価における時価評価資産にその帳簿価額が1,000万円に満たない営業権が追加される等の見直しが行</p>   | 312 |

	われました。	
(5)	欠損金の繰戻しによる還付制度について、災害損失欠損金の繰戻還付の適用がある場合における通算法人の青色欠損金の繰戻還付の対象となる欠損金額の計算につき所要の整備が行われました。	316
(6)	特定同族会社の特別税率について、留保金額の計算上控除される道府県民税及び市町村民税の額の計算における法人税額のうち一般試験研究費の額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制における税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合等の加算措置による加算額を、当該事業年度又は他の通算法人の他の事業年度において中小企業者等税額控除限度額に係る当初申告税額控除可能分配額がある場合における加算額とする等の改正が行われました。	318
<b>2</b>	<b>不正行為等に係る費用等の損金不算入制度の改正</b>	<b>320</b>
	隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があったことによりその法人税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除きます。以下同じです。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の原価の額（資産の取得に直接に要した一定の額を除きます。）、費用の額及び損失の額は、その保存する帳簿書類等によりこれらの額の基因となる取引が行われたこと及びその額が明らかである場合等に該当するその原価の額、費用の額又は損失の額を除き、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととする措置が設けられました。	
<b>3</b>	<b>資本の払戻しに係る税制の整備</b>	
(1)	資本の払戻しによりその株主等である法人が金銭等の交付を受ける場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる資本の払戻しを行った法人のその資本の払戻しの直前の払戻等対応資本金額等及びその資本の払戻しにより減少する資本金等の額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を上限とすることとされました。	325
(2)	資本の払戻しを行った法人が2以上の種類の株式等を発行していた法人である場合のみなし配当の額の計算の基礎となる所有株式に対応する資本金等の額及びその資本の払戻しにより減少する資本金等の額は、その資本の払戻しに係るその種類の株式等の種類資本金額を基礎として計算することとされました。	326
<b>4</b>	<b>その他</b>	
(1)	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、次の見直しが行われました。	330
	① 対象となる国庫補助金等に特定高度情報通信技術活用システムの開発	

供給及び導入の促進に関する法律に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金が追加されました。

- ② 国庫補助金等の交付を受けた事業年度前に取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産について本制度の適用があることが明確化されました。
- (2) 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、工事負担金の交付を受けた事業年度前に取得した固定資産について本制度の適用があることが明確化されました。 335
- (3) 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、賦課金の納付された事業年度前に取得又は改良をした固定資産について本制度の適用があることが明確化されました。 337
- (4) 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、保険金等の支払を受けた事業年度前に取得した代替資産等について本制度の適用があることが明確化されました。 339
- (5) 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度について、対象となる資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供したものが除外されました。 341
- (6) 一括償却資産の損金算入制度について、対象となる資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供した減価償却資産が除外されました。 343
- (7) 電子情報処理組織を使用する方法により確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人が添付書類記載事項を提供する際に提出することができる記録用の媒体から、磁気テープが除外されました。 344
- (8) 協同組合等の範囲に労働者協同組合連合会が追加されました。 345
- (9) 特定労働者協同組合について、収益事業を行う場合等に限り法人税の納税義務が生ずる公益法人等とされ、課税所得の範囲は各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得と、各事業年度の所得に対する法人税の税率は23.2%（出資金の額が1億円以下である特定労働者協同組合の年800万円以下の所得の金額は19%）とする等の整備が行われました。 346

## 租税特別措置法（法人税関係）の改正

本文  
参照頁

### 1 税額控除関係

(1) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われるとともに、税額控除限度超過額の繰越控除に係る措置の適用要件に各事業年度終了の日において適用対象法人であることが追加されました。

① 観光地形成促進地域に係る措置について、次の見直しが行われました。 356

イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の観光地形成促進措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とされました。

ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が観光地形成促進計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされました。

ハ 適用対象資産が対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされたほか、特定民間観光関連施設のうち観光関連施設の整備に著しく資する施設の範囲の見直しが行われました。

② 情報通信産業振興地域に係る措置について、次の見直しが行われました。 362

イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の情報通信産業振興措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とされました。

ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が情報通信産業振興計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされました。

ハ 適用対象事業から、情報記録物製造業、映画・ビデオ制作業、放送業及び情報通信技術利用事業が除外されました。

ニ 適用対象資産が、対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされました。

③ 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、次の見直しが行われました。 367

イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の産業高度化・事業革新措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とされました。

ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が産業イノベーション促進計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日

<p>までの期間とされました。</p> <p>ハ 適用対象区域が、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域とされました。</p> <p>ニ 適用対象事業について、ガス供給業が追加され、計量証明業が除外されました。</p> <p>ホ 適用対象資産が対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされたほか、対象減価償却資産に一定の構築物が追加されました。</p>	
<p>④ 国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、次の見直しが行われました。</p> <p>イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とされました。</p> <p>ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされました。</p> <p>ハ 適用対象資産が、対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされました。</p>	373
<p>⑤ 経済金融活性化特別地区に係る措置について、次の見直しが行われました。</p> <p>イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の経済金融活性化措置実施計画の認定を受けた事業者が該当する法人とされました。</p> <p>ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により内閣総理大臣が経済金融活性化計画の認定をした日から令和7年3月31日までの期間とされました。</p> <p>ハ 適用対象資産が対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされたほか、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の下限額が引き下げられました。</p>	377
<p>(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	452
<p>(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、対象事業の見直しが行われた上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。</p>	406
<p>(4) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われた上、地方活力向</p>	409

上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。

- ① 取得又は建設をした特定建物等を事業の用に供する期限が、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について認定を受けた日の翌日以後3年（改正前：2年）を経過する日とされました。
  - ② 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除きます。）以外の法人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、2,500万円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げられました。
- (5) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。
- ① 地方事業所基準雇用者数に係る措置について、次の見直しが行われた上、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。
    - イ 適用要件のうち「その法人のその適用年度の特定新規雇用者等数が2人以上であること」との要件が廃止されました。
    - ロ 特定新規雇用者数、移転型特定新規雇用者数、新規雇用者総数及び移転型新規雇用者総数について、他の事業所において新たに雇用された者でその雇用された事業年度終了の日において適用対象特定業務施設に勤務する者の数を含むこととされました。
    - ハ 税額控除限度額の計算の基礎となる非新規基準雇用者数が、無期雇用かつフルタイムの雇用者の数に限ることとされました。
  - ② グループ通算制度の場合について、上記①ハの改正に伴い、通算法人の適用年度に係る地方事業所基準雇用者数に係る措置における税額控除限度額の見直しが行われました。
- (6) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度における税額控除限度額の計算上控除される「道府県民税及び市町村民税の額から控除される金額」について、控除対象通算適用前欠損調整額等を控除できない金額に、次の金額が追加されました。
- ① 一般試験研究費の額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制における税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合等の加算措置による加算額
  - ② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度における税額控除超過額が当初申告税額控除可能分配額を超える場合等の加算措置による加算額
- (7) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、次の見直しが行われました。

416

452

- ① 法人の新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置が改組され、青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度において継続雇用者給与等支給増加割合が3%以上であるとき（その事業年度終了の時において、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項を公表している場合として一定の場合に該当する場合に限ります。）は、その法人のその事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額（その事業年度において、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合には、その適用による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額を控除した残額）に15%（その事業年度において次の要件を満たす場合にはそれぞれ次の割合を加算した割合とし、その事業年度において次の要件の全てを満たす場合には次の割合を合計した割合を加算した割合とします。）を乗じて計算した金額の税額控除ができる措置とされました。

イ 継続雇用者給与等支給増加割合が4%以上であること……10%

ロ その法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であること……5%

- ② 中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和6年3月31日まで1年延長されました。

イ 税額控除割合の上乗せ措置について、適用事業年度において次の要件を満たす場合には、15%にそれぞれ次の割合を加算した割合を税額控除割合とし、その適用事業年度において次の要件の全てを満たす場合には、15%に次の割合を合計した割合を加算した割合（すなわち40%）を税額控除割合とする措置とされました。

(イ) 雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上であること……15%

(ロ) その中小企業者等のその適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が10%以上であること……10%

ロ 上記イ(ロ)の税額控除割合の上乗せの適用を受ける場合には、教育訓



練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならないこととされました。

ハ 上記(5)①ロ及びハの見直しに伴い、地方活力向上地域等において雇用の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合の控除対象雇用者給与等支給増加額の調整計算の見直しが行われました。

(8) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（5G導入促進税制）について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

① 税額控除割合について、次のとおり見直されました。

イ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備……15%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、9%）

ロ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備……9%（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、5%）

ハ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備……3%

② 対象となる無線設備の要件の見直しが行われました。

(9) 法人税の額から控除される特別控除額の特例における特定税額控除制度の不適用措置について、次の見直しが行われました。

① 継続雇用者給与等支給額に係る要件について、次のいずれにも該当する場合には、その法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が1%（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%）以上であることとされました。

イ 当該事業年度終了の時ににおいて、その法人の資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、その法人の常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合

ロ 次のいずれかに該当する場合

(イ) 当該事業年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であって、当該事業年度の前事業年度の所得の金額が0を超える一定の場合

(ロ) 当該事業年度が設立事業年度又は合併等事業年度に該当する場合

438

448

<p>② 通算グループを一体として税額控除限度額等を計算する特定税額控除制度の適用可否の判定における継続雇用者給与等支給額に係る要件について、上記①の改正に伴い、上記①イの場合を、通算法人又は他の通算法人のいずれかが、当該事業年度終了の時ににおいて、資本金の額又は出資金の額が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合とする等の措置が講じられました。</p>	449
<p>(10) 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の特例について、特例の対象に適用期限が延長された一定の税額控除規定が追加されました。</p>	452
<p><b>2 特別償却関係</b></p>	
<p>(1) 次の①及び②の措置によって構成される環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却制度が創設されました。</p>	453
<p>① 青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法の環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画について同法の認定を受けた農林漁業者等であるものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その認定に係る認定環境負荷低減事業活動実施計画又は認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減に著しく資する一定のものの取得等をして、これをその法人の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額の特別償却ができる措置</p>	
<p>② 青色申告書を提出する法人でみどりの食料システム法の基盤確立事業実施計画について同法の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その認定に係る認定基盤確立事業実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高める一定のものの取得等をして、これをその法人の一定の基盤確立事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その取得価額の32%（建物等及び構築物については、16%）相当額の特別償却ができる措置</p>	
<p>(2) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しが行われました。</p>	
<p>① 産業高度化・事業革新促進地域に係る措置について、次の見直しが行われました。</p>	465
<p>イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の産業高度化・事業革新措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当</p>	

する法人とされました。

ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が産業イノベーション促進計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされました。

ハ 適用対象区域が、提出産業イノベーション促進計画に定められた産業イノベーション促進地域の区域とされました。

ニ 適用対象事業について、ガス供給業が追加され、計量証明業が除外されました。

ホ 適用対象資産が対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされたほか、対象減価償却資産に一定の構築物が追加されました。

② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、次の見直しが行われました。

471

イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定を受けた事業者で主務大臣の確認を受けたものに該当する法人とされました。

ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により沖縄県知事が国際物流拠点産業集積計画を主務大臣に提出した日から令和7年3月31日までの期間とされました。

ハ 適用対象資産が、対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされました。

③ 経済金融活性化特別地区に係る措置について、次の見直しが行われました。

475

イ 適用対象法人が、沖縄振興特別措置法の経済金融活性化措置実施計画の認定を受けた事業者に該当する法人とされました。

ロ 適用期間が、沖縄振興特別措置法の規定により内閣総理大臣が経済金融活性化計画の認定をした日から令和7年3月31日までの期間とされました。

ハ 適用対象資産が対象減価償却資産のうち沖縄の振興に資する一定のものとされたほか、一の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の下限額が引き下げられました。

④ 沖縄の離島の地域に係る措置について、次の見直しが行われた上、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

478

イ 適用対象資産に中小規模法人が取得等をする新設又は増設に係る設備以外の設備並びに改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事により取得又は建設をする建物等が追加されたほか、一

の生産等設備を構成する減価償却資産の取得価額の下限額の見直しが行われました。	
ロ 本措置の適用については、離島の地域の振興に資する一定の場合に限ることとされました。	
(3) 障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度は、その適用期限（令和4年3月31日）の到来をもって廃止されました。	495
(4) 青色申告書を提出する法人で輸出促進法の認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その法人の認定輸出事業計画に記載された施設に該当する機械装置、建物等及び構築物のうち、農林水産物又は食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資する一定のもの（以下「輸出事業用資産」といいます。）の取得等をして、これをその法人の輸出事業の用に供した場合には、その用に供した日以後5年以内の日を含む各事業年度（その輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき証明がされた事業年度に限ります。）において、その輸出事業用資産の普通償却限度額の30%（建物等及び構築物については、35%）相当額の割増償却ができる制度が創設されました。	496
(5) 倉庫用建物等の割増償却制度について、割増償却割合が8%（改正前：10%）に引き下げられた上、その適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。	500
(6) 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例について、先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に法人税法における圧縮記帳の適用を受けた場合の特別償却不足額の調整措置が講じられました。	501
(7) 準備金方式による特別償却制度について、先行して取得等をした特別償却対象資産につき事後的に法人税法における圧縮記帳の適用を受けた場合の特別償却準備金積立不足額の調整措置等が講じられました。	503
<b>3 準備金等関係</b>	
(1) 海外投資等損失準備金制度について、次の改正が行われました。	506
① 制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました。	
② グループ通算制度の場合について、特定法人からその内国法人との間に通算完全支配関係がある一定の他の通算法人が除外されたほか、グループ通算制度の施行に対応するための所要の改正が行われました。	
(2) 特定災害防止準備金制度は、その適用期限（令和4年3月31日）の到来をもって廃止されました。	507
(3) 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しが行われました。	510
① 保険の種類について、火災保険等（火災・風水害・動産総合・建設工	

事・賠償責任・貨物・運送保険)が次の保険の区分に分割されました。

イ 火災保険及び風水害保険

ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険

ハ 賠償責任保険

- ② 火災保険等に係る特例積立率（改正前：6%）について、上記①イの保険の特例積立率が10%に引き上げられ、上記①ハの保険が対象から除外された上、火災保険等に係る積立率の特例及び火災等共済組合等の共済に係る積立率の特例の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

- (4) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、次の改正が行われました。 513

① 対象となる鉱物から国外にある石炭、亜炭及びアスファルトが除外された上、制度の適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

② 連結納税制度の廃止に対応するための所要の改正が行われました。

- (5) 農業経営基盤強化準備金制度について、対象となる法人が、認定農地所有適格法人に該当する法人のうち農業経営基盤強化促進法の地域計画の区域において農業を担う一定の者とされました。 515

#### 4 土地税制関係

- (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例について、収用等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得をした資産について本特例の適用があることが明確化されました。 519

- (2) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例について、上記(1)の改正に伴い、換地処分等により交換取得資産とともに補償金等を取得した場合におけるその換地処分等のあった日を含む事業年度開始の前日に取得をした資産について収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例の適用があることが明確化されました。 521

- (3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、次の見直しが行われました。 523

① 農業経営基盤強化促進法の農用地利用規程の特例に係る措置について、同法の地域計画の特例に係る区域内にある農用地が同法の農用地等の所有者等からの同法の申出に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合の措置に改組されました。

② 適用対象となる重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が一定の地方独立行政法人に買い取られる場合におけるその地方独立行政法人の範囲が地方独立行政法人法施行令の博物館又は植物園のうち博物館法の公立博物館又は指定施設に該当するものの設置及び管理の業務を主たる目的とする地方独立行政法人とされました。

(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度における農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づき農地中間管理機構（一定のものに限ります。）に買い取られる場合について、その農用地が同法の地域計画の区域内にある場合に限定されました。	530
(5) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度について、次の見直しが行われました。	534
① 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に係る措置について、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった同法の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより農用地区域内にある土地等を譲渡した場合の措置に改組されました。	
② 適用対象から次の場合が除外されました。	
イ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の規定による公告があった同法の所有権移転等促進計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合	
ロ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の規定による都道府県知事のあっせんにより、同法の林業経営改善計画の認定を受けた者に一定の山林に係る土地の譲渡をした場合	
(6) 特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例について、適用対象から、集落地域整備法の規定による交換分合により土地等の譲渡をし、かつ、その交換分合により土地等の取得をした場合が除外されました。	540
(7) 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例は、廃止されました。	540
<b>5 その他の特別措置関係</b>	
(1) 沖縄の認定法人の課税の特例について、次の見直しが行われました。	542
① 情報通信産業特別地区に係る措置について、適用対象法人が沖縄振興特別措置法の認定法人で主務大臣の確認を同法の規定による情報通信産業振興計画の提出の日から令和7年3月31日までの期間内に受けたものに該当する内国法人とされました。	
② 国際物流拠点産業集積地域に係る措置について、適用対象法人が沖縄振興特別措置法の認定法人で主務大臣の確認を同法の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出の日から令和7年3月31日までの期間内に受けたものに該当する内国法人とされました。	
③ 経済金融活性化特別地区に係る措置における内国法人の認定期間が、令和7年3月31日まで3年延長されました。	
(2) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例について、対象事業の	564

見直しが行われた上、内国法人の指定期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。

- (3) 交際費等の損金不算入制度について、次の見直しが行われました。 566
- ① 制度の適用期限が、令和6年3月31日まで2年延長されました。
  - ② グループ通算制度の場合について、通算法人の事業年度終了の日における他の通算法人のうちいずれかの法人の資本金の額等が100億円を超える場合におけるその通算法人が接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から除外されるとともに、中小通算法人の定額控除限度額が800万円を各通算法人が支出する交際費等の額の比で按分した金額とされたほか、連結納税制度の廃止及びグループ通算制度の施行に対応するための所要の改正が行われました。
- (4) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における通算法人に係る欠損金の通算の特例について、本特例を適用しない場合のその特例10年内事業年度に係る非特定欠損金の損金算入額を控除した後の非特定欠損控除前所得金額の残額の比で非特定超過控除対象合計額を配分することとする等の見直しが行われました。 576
- (5) 次の①及び②の措置によって構成される銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例が租税特別措置法に移管されました。 580
- ① 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和14年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越期間の制限はないものとする措置
  - ② 青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和18年3月31日以前に開始する各事業年度において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、その繰越控除をする事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、欠損金の繰越控除制度における損金算入限度額は、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額とする措置
- (6) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、次の見直しが行われました。 582
- ① 次の見直しが行われた上、措置の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。
    - イ 不適用措置の対象となる欠損金額から銀行等保有株式取得機構の欠損金額が除外されました。
    - ロ 不適用措置の対象から除かれるみなし公益法人等の範囲に敷地分割組合が追加されました。
  - ② グループ通算制度の場合について、大通算法人が不適用措置の対象外

となる法人から除外されるとともに、不適用措置の対象外となる欠損金額を有する通算法人と不適用措置の対象となる欠損金額を有する通算法人から成る通算グループに対する欠損金の繰戻しによる還付制度の適用における欠損事業年度の欠損金額の配分については、不適用措置の対象外となる欠損金額を有する通算法人の還付所得事業年度の所得の金額の比で行うこととされたほか、連結納税制度の廃止及びグループ通算制度の施行に対応するための所要の改正が行われました。

(7) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しが行われました。 585

① 次の見直しが行われた上、制度の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。

イ 対象となる特定株式の保有見込期間要件における株式の保有見込期間が、払込みによる取得の日から3年（改正前：5年）に短縮されました。

ロ 一定の事由に該当することとなった場合に特別勘定を取り崩して益金算入する期間が、令和4年4月1日以後に取得をする特定株式については特定株式の取得の日から3年（改正前：5年）に短縮されました。

② グループ通算制度の場合について、通算法人の各事業年度について本制度の損金算入の適用を受ける場合における所得基準額は、その通算法人及び他の通算法人のその対象事業年度又は他の事業年度の通算前所得金額及び通算前欠損金額を基礎として法人税法第64条の5及び第64条の7の規定により計算したその通算法人の所得の金額として一定の方法により計算した金額に相当する金額（その金額が125億円を超える場合には、125億円）とされるとともに、内国法人の調整事業年度終了の時ににおいて、過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合において要加算調整額があるときは、その要加算調整額はその調整事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することとされたほか、連結納税制度の廃止及びグループ通算制度の施行等に対応するための所要の改正が行われました。

(8) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の改正が行われました。 594

① 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供した減価償却資産が除外された上、制度の適用期限が令和6年3月31日まで2年延長されました。

② 対象法人から通算法人が除外されました。

(9) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例について、対象となる合併から 595



出資を有しない法人のみで行う合併が除外された上、その適用期限が令和7年3月31日まで3年延長されました。

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正	本文 参照頁
<p><b>1 相続税に係る死亡届の情報等の通知方法の改正</b></p>	
<p>(1) 法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、その届書等情報等及びその死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報を、その提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、国税庁長官に通知しなければならないこととされました。</p>	598
<p>(2) 市町村長は、その市町村長等がその市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、その死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、その届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、その市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならないこととされました。</p>	598
<p><b>2 相続税等に関する調書の改正</b></p>	
<p>(1) 信託に関する受益者別（委託者別）調書について、「信託財産の価額」の欄に記載すべき相続税評価額の算定が困難な場合には、見積価額を記載しなければならないこととされました。</p>	600
<p>(2) 調書の提出方法について、磁気テープを提出する方法が除外されました。</p>	601
<p><b>3 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の改正</b></p>	
<p>(1) 適用期限が令和5年12月31日まで2年延長されました。</p>	604
<p>(2) 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とされました。</p>	604
<p>① 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1,000万円</p>	
<p>② 上記以外の住宅用家屋 500万円</p>	
<p>(3) 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件が廃止されるとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなします。）であることが加えられました。</p>	604
<p>(4) 受贈者の年齢要件が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられました。</p>	605

4 農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度等の改正	607
農用地利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への統合等の措置が講じられた後も、同計画に基づき貸借する特例農地等に対する本制度の適用関係は改正前と同様とされました。	
5 特定の美術品についての相続税の納税猶予制度等の改正	609
博物館法の規定により登録を受けた博物館及び指定を受けた博物館に相当する施設について、審査基準の見直し等の措置が講じられた後も、美術品を見直し後の審査基準を満たす博物館等に寄託する場合には、引き続き、本制度等を適用することとされました。	
6 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の改正	610
特例承継計画の提出期限（令和5年3月31日）が1年延長されました。	

<b>租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正</b>	本文 参照頁
<b>1 登録免許税の納付方法の拡充</b>	614
登記等を受ける者は、登記等を所管する省庁の長が指定する納付受託者に納付を委託する方法（クレジットカード等を使用する方法）により、登録免許税を納付できることとされました。この場合において、納付受託者が登記等を受ける者の委託を受けた日に登録免許税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置が講じられました。	
<b>2 相続に係る所有権の移転登記等の免税措置の改正</b>	619
次の措置が講じられた上、その適用期限が3年延長されました。	
(1) 適用対象となる土地の範囲に、市街化区域内に所在する土地を加える。	
(2) 適用対象となる土地の価額の上限を100万円（改正前：10万円）に引き上げる。	
また、不動産登記法の一部改正により創設される相続人申告登記等の職権登記について、登記官が職権に基づいてする登記に対する登録免許税の非課税措置を適用することとされました。	
<b>3 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の改正</b>	621
適用対象となる住宅用家屋の要件について、築年数要件が廃止されるとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなします。）であることが加えられた上、その適用期限が2年延長されま	

した。

**4 認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減措置の改正** 623

令和5年4月1日以後に認定を受ける特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき取得する不動産の所有権の移転登記に対する軽減税率が1,000分の13（改正前：1,000分の10）に引き上げられた上、その適用期限が2年延長されました。

**5 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置の改正** 623

農用地利用集積計画の農用地利用集積等促進計画への統合の措置が講じられた後も、引き続き、本措置を適用することとされました。

**6 漁業信用基金協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置の改正** 624

中小漁業融資保証法に規定する沿岸漁業改善資金の借入れに係る債務保証が本措置の適用対象に加えられました。

**7 経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の改正** 625

適用対象となる登記の範囲に、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に規定する資金交付契約に関する事項について記載がある実施計画に基づき行う組織再編成等に係る登記が加えられた上、その適用期限が2年延長されました。

**8 租税特別措置法等の延長** 625

(1) 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置等の適用期限が2年延長されました。

(2) 帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が3年延長されました。

**9 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する非課税措置の改正** 626

登録免許税法別表第3（登録免許税の非課税登記）に掲名されている独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が同法別表第2（非課税法人）掲名法人に変更されました。

<b>国際課税関係の改正</b>	本文 参照頁
<p><b>1 対象純支払利子等に係る課税の特例（過大支払利子税制）の見直し</b>            外国法人に係る次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額についても本制度を適用することとされました。</p> <p>(1) 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得</p> <p>(2) 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得</p>	629
<p><b>2 外国関係会社に係る所得の課税の特例（外国子会社合算税制）の見直し</b>            ペーパー・カンパニー等の判定に係る特定保険外国子会社等及び特定保険協議者並びに特定保険委託者及び特定保険受託者の判定における「一の内国法人」及び「当該一の内国法人との間に特定資本関係のある内国法人」の範囲について、それぞれ次の改正が行われました。</p> <p>(1) 一の内国法人            「一の内国法人」の範囲に、判定対象内国法人で、専ら保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行っていること等の要件を満たすものを追加することとされました。</p> <p>(2) 当該一の内国法人との間に特定資本関係のある内国法人            「当該一の内国法人との間に特定資本関係のある内国法人」の範囲に、保険会社等に係る他の判定対象内国法人で、専ら保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行っているものを追加することとされました。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）の見直し</p>	632
<p>① 特定支配日利益剰余金額要件の見直し</p> <p>イ 対象配当等支払後の利益剰余金の額の計算</p> <p>利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合には、他の法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（①において「直前事業年度」といいます。）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額に(イ)と(ロ)の金額の合計額を加算することにより、対象配当等支払後の利益剰余金の額を計算することとされました。</p> <p>(イ) その対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人のその直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額</p> <p>(ロ) その直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受け</p>	639

る直前の時までの期間（ロにおいて「対象期間」といいます。）内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額

ロ 利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合

上記イにおける「利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合」とは、その対象期間内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加した場合において、その直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受ける時までの期間内に当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかが当該翌日以後であるとき（その対象配当等の額を受ける直前の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額等を証する書類を保存している場合に限ります。）をいいます。

ハ 特定支配日の利益剰余金の額の計算

上記ロの場合において、当該他の法人の特定支配日の属する事業年度開始の日からその特定支配日の前日までの期間内に当該他の法人の利益剰余金の額が増加し、その開始の日以後に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかがその期間内であったときの特定支配日の利益剰余金の額は、(イ)の金額に(ロ)の金額を加算して計算した金額とすることとされました。

(イ) 当該他の法人のその特定支配日前に最後に終了した事業年度（その特定支配日の属する事業年度が当該他の法人の設立の日の属する事業年度である場合には、その設立の時。(ロ)において「特定支配直前事業年度」といいます。）の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額

(ロ) 次に掲げる金額の合計額から特定支配前配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額を減算した金額

i その特定支配日の前日の当該他の法人の利益剰余金の額から当該他の法人の特定支配直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額を減算した金額

ii 当該他の法人のその特定支配日の属する事業年度開始の日からその特定支配日の前日までの期間内に当該他の法人の株主等が当該他の法人から受ける配当等の額に対応して減少した当該他の法人の利益剰余金の額の合計額

ニ 株式等の帳簿価額から減額する金額に関する特例計算

利益剰余金期中増加及び期中配当等があった場合には、本特例計算

における特定支配後増加利益剰余金額の計算に用いる「当該他の法人のその対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」について、上記イと同様に計算することとされました。

また、上記イと同様の計算を行う場合には、特定支配後増加利益剰余金額の計算に用いる「特定支配日の利益剰余金の額」についても、上記ハと同様の計算を行うこととされています。

② 適用回避防止規定の見直し

次のいずれかに該当する場合等には本適用回避防止規定は不適用とする等の見直しが行われました。

イ 対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に当該他の法人との間に当該他の法人による特定支配関係があった関係法人の全てがその設立の時からその基準時まで継続して当該他の法人との間に当該他の法人による特定支配関係がある関係法人（イにおいて「継続関係法人」といいます。）である場合（当該他の法人又は継続関係法人を合併法人又は分割承継法人とする合併又は分割型分割で、継続関係法人でない法人を被合併法人又は分割法人とするものが行われていた場合を除きます。）

ロ 内国法人と関係法人との間にその関係法人の設立の時からその関係法人配当等の額に係る基準時まで継続してその内国法人による特定支配関係があり、かつ、その基準時以前10年以内にその関係法人との間にその関係法人による特定支配関係があった他の関係法人の全てがその設立の時からその基準時まで継続してその関係法人との間にその関係法人による特定支配関係がある他の関係法人（ロにおいて「継続関係子法人」といいます。）である場合（その関係法人又は継続関係子法人を合併法人又は分割承継法人とする合併又は分割型分割で、継続関係子法人でない法人を被合併法人又は分割法人とするものが行われていた場合を除きます。）

(2) 通算制度の施行に伴う外国税額控除の見直し

① 進行事業年度調整措置の適用に係る見直し

イ 税務当局による進行事業年度調整措置の適用に係る説明制度

法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各事業年度において進行事業年度調整措置を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、その通算法人に対し、その調査結果の内容（進行事業年度調整を適用すべきと認めた金額及びその理由を含みます。）を説明するものとされました。

643

653

ロ 当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置に係る適用要件の見直し

対象事業年度の期限内申告書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が上記イの説明の内容と異なる場合には、その対象事業年度における当初申告税額控除不足額相当額等に係る固定措置を不適用とすることとされました。

② 当初申告税額控除額に係る再固定措置の導入 654

当初申告税額控除額固定解除措置の適用によって修正申告書の提出又は更正がされた後は、原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類にその適用事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなして当初申告税額控除額に係る固定措置を再適用することとされました。

③ 当初申告税額控除額固定解除措置に係る適用要件の見直し 655

当初申告税額控除額固定解除措置に係る適用要件のうち「(令和4年度税制改正前の) 地方法人税法第12条第6項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合」が削除されました。

④ 当初申告税額控除不足額相当額等に係る再固定措置の導入 655

当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置の適用によって修正申告書の提出又は更正がされた後は、原則として、その修正申告書又はその更正に係る更正通知書に添付された書類にその対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなして、当初申告税額控除不足額相当額等に係る固定措置を再適用することとされました。

⑤ 当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置に係る適用要件の見直し 656

当初申告税額控除不足額相当額等固定解除措置の適用要件のうち「(令和4年度税制改正前の) 地方法人税法第12条第10項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合」を削除することとされました。

⑥ 調整前控除限度額の計算式の適正化 657

調整前控除限度額の計算について、所要の整備が行われました。

⑦ 進行事業年度加算措置の適用に係る書類の添付義務の見直し等 657

進行事業年度加算措置の適用に係る書類の添付義務について、添付書類の範囲に進行事業年度加算措置により法人税の額に加算されるべき金額に係る過去適用事業年度の税額控除額及びその計算に関する明細並び

に過去当初申告税額控除額を記載した書類等の一定の書類が追加されました。

また、進行事業年度加算措置の適用に係る書類の保存義務が措置され、その過去適用事業年度の法人税法施行規則第29条の4第2項各号及び第30条第2項各号に掲げる書類を保存することとされました。

⑧ 地方法人税法に関する改正

659

地方法人税法における通算法人に係る外国税額控除についても、上記

①から⑤までと同じ趣旨の改正が行われています。

(3) 国内源泉所得の範囲の明確化

659

外国法人が得る金融商品取引法第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引又は同条第22項に規定する店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、国内資産の運用・保有所得に含まれないことを法令上明確化することとされました。

(注1) 法人に係る外国税額控除の控除限度額の計算における国外所得金額の計算の基礎となる国外源泉所得である国外資産の運用・保有所得についても、上記と同趣旨の改正が行われています。

(注2) 非居住者の国内源泉所得である国内資産の運用・保有所得及び個人に係る外国税額控除の控除限度額の計算における国外所得金額の計算の基礎となる国外源泉所得である国外資産の運用・保有所得についても、上記と同様の改正が行われています。

(4) 振替社債等の利子等の課税の特例の改正

661

振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権に該当するものについては、令和6年3月31日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例における振替社債等に含めることとされました。

(5) 東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例の廃止

662

東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例は、適用期限の到来をもって廃止することとされました。

(6) 租税条約等実施特例法の改正

663

① 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の適用がある場合における租税条約の適用手続に関する特例の改正

支払の取扱者の配当等に関する事項の提供方法から磁気テープを提出する方法を除外することとされました。

② 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の改正

イ 報告金融機関等の範囲に、海外投資家等特例業務届出者及び移行期



間特例業務届出者等を加えることとされました。

ロ 報告対象国の範囲に、5か国・地域を加えることとされました。

ハ 報告金融機関等の報告事項の提供方法から磁気テープを提出する方法を除外することとされました。

(注) 台湾との間での金融口座情報の自動的な提供のための報告制度についても、上記と同様の改正が行われています。

③ 租税条約等の相手国等からの個人番号の受領に関する規定の創設

租税条約等の相手国等の税務当局との情報交換において、その租税条約等に定めるところにより、その相手国等の法令の規定により収集された個人番号を受領することができること及びその手続を法令上明確化することとされました。

## 租税条約の改正

本文  
参照頁

### 日本・スイス租税条約の一部改正

我が国とスイス連邦との間の租税条約を改正する議定書が署名されました。改正議定書の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 事業利得について、進出先国において課税することができる企業の支店等の恒久的施設に帰属する利得は、本支店間の内部取引を網羅的に認識し、独立企業原則を厳格に適用して計算されることを規定しています。 678
- (2) 投資所得（配当及び利子）については、以下のとおり、源泉地国（所得が生ずる国）における課税が軽減され、又は免除されることを規定しています。 681

	改正前	改正後
配 当	免税：持分保有割合50%以上・保有期間6か月以上（注） 5%：持分保有割合10%以上・保有期間6か月以上（注） 10%：その他	免税：持分保有割合10%以上・保有期間365日以上（注） 10%：その他
利 子	免税：政府受取、金融機関受取、年金基金受取等 10%：その他	免税

(注) 持分は、日本法人支払の場合は議決権、スイス法人支払の場合は発行済株式又は議決権を指します。

- (3) 条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を受けることが取引等の 688

<p>主要な目的の一つであったと認められる場合については、条約の特典は認められないことを規定しています。</p>	
<p>(4) 条約の規定に適合しない課税に関する事案が、両国の税務当局間の協議により3年以内に解決されない場合には、第三者から構成される仲裁委員会の決定に従って解決されることを規定しています。</p>	685
<p>(5) 改正議定書は、両国それぞれの国内手続（我が国においては国会の承認を得ることが必要であり、改正議定書は第208回国会で承認されました。）を経た後、外交上の経路を通じて、その国内手続の完了を確認する通告を相互に行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずることとなります。</p>	689

<b>消費税法等の改正</b>	本文 参照頁
<p>一 適格請求書等保存方式に係る見直し</p>	
<p>1 適格請求書発行事業者登録制度の見直し</p>	
<p>(1) 適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の見直し</p>	693
<p>① 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、登録日から当該登録日の属する課税期間の末日までの間について、事業者免税点制度を適用しないこととされました。</p>	
<p>② 事業者が上記①の適用を受ける場合には、登録日の属する課税期間が令和5年10月1日を含む課税期間である場合を除き、登録日の属する課税期間の翌課税期間から当該登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、事業者免税点制度を適用しないこととされました。</p>	
<p>③ 上記①の適用を受ける事業者が、その登録日を含む課税期間中に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、当該課税期間から簡易課税制度を適用できることとされました。</p>	
<p>(2) 適格請求書発行事業者の登録拒否要件及び登録取消要件の見直し</p>	694
<p>① 適格請求書発行事業者の登録申請書を提出した特定国外事業者以外の事業者（納税管理人を定めなければならないこととされている者に限ります。）が納税管理人の届出をしていない場合には、税務署長は適格請求書発行事業者の登録を拒否することができることとされ、既に登録を受けている場合はその登録を取り消すことができることとされました。</p>	

- ② 事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書に虚偽の記載をして登録を受けた場合には、税務署長はその登録を取り消すことができることとされました。
- 2 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除に関する経過措置の見直し 696
- (1) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除に関する経過措置を適用することができる請求書等に、区分記載請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を加えることとされました。
- (2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る仕入税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産について、その棚卸資産に係る消費税額の全額を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とすることとされました。
- 3 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り行うことができることが明確化されました。 696
- 4 適格請求書発行事業者が強制換価手続により執行機関を介して課税資産の譲渡等を行う場合には、当該執行機関は当該適格請求書発行事業者に代わって適格請求書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供することができることとされました。 697
- 5 事業者が、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整計算を行っている場合において、課税仕入れ等に係る特定収入により支出された控除対象外仕入れに係る支払対価の額（課税仕入れに係る支払対価の額のうち適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れであることにより仕入税額控除が認められないこととなるものをいいます。）の合計額を国等への報告文書等により明らかにしているときは、一定の方法により計算した金額をその明らかにした課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額に加算できることとされました。 699
- 二 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出品販売場制度）の見直し
- 1 免税購入可能な者を、非居住者であって短期滞在、外交又は公用の在留資格をもって在留する者等とすることとされました。 701
- 2 免税購入対象者が輸出品販売場を営業者に対して行う旅券等に係る情報の提供について、デジタル庁が整備・管理をする情報システム（Visit Japan Web）を用いて行うことができることとされました。 703
- 3 免税購入された物品を輸出しない場合に消費税の即時徴収等を行うこととなる税関長の権限について、税関官署の長に委任できることとされました。 703

### 三 その他の改正

- |   |   |     |
|---|---|-----|
| 1 | 個人事業者の納税地の変更又は異動があった場合に提出することとされている届出書について、その提出を要しないこととされました。   | 704 |
| 2 | 事業者が輸出免税の適用を受けるための要件として保存することとされている輸出許可書等及び仕入税額控除の要件として保存することとされている輸入許可書等に、これらの書類に係る電磁的記録を含むこととされました。 | 706 |
| 3 | 少額郵便物を輸入する際の内国消費税の納付について、キャッシュレスで行うことができることとされました。  | 706 |
| 4 | 消費税が非課税とされる身体障害者用物品について、頭部保護帽の定義が見直されるとともに、個別商品についての所要の見直しが行われました。                                    | 707 |

## 租税特別措置法等（間接税等関係）の改正

本文  
参照頁

### 一 酒税関係の改正

#### 1 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置等の段階的廃止等

- (1) 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置について、その適用期限を最長10年延長するとともに、その軽減割合を次の期間ごとにそれぞれ次の割合に段階的に縮減し、本特例を延長後の適用期限の到来をもって廃止することとされました。

(単式蒸留焼酎)

前年度県内 課税移出数量	改正前	改正後	
	～令和4年 5月14日	令和4年 5月15日～	令和6年 5月15日～
1,300kℓ超	▲35%		▲25%
200kℓ超～ 1,300kℓ以下			▲30%
200kℓ以下			▲35%

710

前年度県内 課税移出数量	改正後		
	令和8年 5月15日～	令和11年 5月15日～	令和14年5月15日
1,300kℓ超	▲15%	▲5%	廃止
200kℓ超～ 1,300kℓ以下	▲20%	▲10%	
200kℓ以下	▲35%		

(単式蒸留焼酎以外の酒類)

改正前	改正後		
～令和4年 5月14日	令和4年 5月15日～	令和5年 10月1日～	令和8年10月1日
▲20%		▲15%	廃止

- (2) 令和5年10月1日及び令和8年10月1日に、沖縄県内にある酒類の製造場又は保税地域以外の場所でこれらの日における酒税額（令和5年10月1日においては本特例の適用後の酒税額）がこれらの日の前日における本特例の適用後の酒税額を上回る酒類を販売のために一定数量以上所持する酒類の製造者又は販売業者に対して、手持品課税を行うこととされました。 711
- また、令和5年10月1日に、手持品課税の適用を受ける酒類の製造者又は販売業者が、沖縄県内にある酒類の製造場又は保税地域以外の場所で同日における本特例の適用後の酒税額が令和5年9月30日における本特例の適用後の酒税額を下回る酒類を販売のために所持する場合には、手持品戻税を行うこととされました。
- (3) (1)のそれぞれの本特例の縮減・廃止日前に未納税移出がされた酒類について、これらの日以後に条件不履行などにより酒税が課されることとなった場合の酒税額は、これらの日における本特例の適用後の酒税額によることとされました。 713
- (4) 本特例に係る指定を受けた製造場の営業につき相続等があった場合における当該相続等をした者が前年度に移出した本特例の適用を受けた単式蒸留焼酎の移出数量の計算については、当該相続等前に当該製造場から移出された単式蒸留焼酎は、当該相続等をした者が移出したものとみなすこととされました。 712
- (5) (1)に伴い、令和14年5月15日に関係規定を削除することとされました。 713
- 2 ウイスキー等に類似するスピリッツに係る製造時の承認制度が、誤認防止 715

の要件が設けられた上で移出時の承認制度とされました。	
<b>3 消費税の輸出物品販売場制度の見直しに伴い、輸出酒類販売場で免税酒類を購入できる非居住者の範囲及び免税酒類を購入する者が行う旅券等に係る情報の提供方法が見直されました。また、購入された免税酒類を輸出しない場合に酒税の即時徴収等を行うこととなる税関長の権限について、税関官署の長に委任できることとされました。</b>	716
<b>二 たばこ税関係の改正</b>	718
入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用期限が1年延長されました。	
<b>三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正</b>	719
沖縄の揮発油に係る揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の適用期限が2年延長されました。	
<b>四 石油石炭税関係の改正</b>	720
輸入沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の適用期限が2年延長されました。	
<b>五 航空機燃料税関係の改正</b>	
<b>1 航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を1年延長するとともに、税率（1kl当たり）を13,000円（改正前：9,000円）とすることとされました。</b>	720
<b>2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を1年延長するとともに、税率（1kl当たり）を6,500円（改正前：4,500円）とすることとされました。</b>	721
<b>3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の適用期限を1年延長するとともに、税率（1kl当たり）を9,750円（改正前：6,750円）とすることとされました。</b>	722
<b>六 自動車重量税関係の改正</b>	725
自動車重量税の納付について、クレジットカード等による納付を可能とすることとされました。	
<b>七 印紙税関係の改正</b>	
<b>1 出資証券が非課税となる法人の範囲に労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を加えることとされました。</b>	731
<b>2 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が2年延長されました。</b>	731
<b>3 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が3年延長されました。</b>	733
<b>4 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が</b>	733

1年延長されました。

## 八 その他間接税等関係の改正

輸出免税の適用のため、輸出証明書に基づき帳簿に記載する際の当該輸出証明書について、当該輸出証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとされました。

734

## 国税通則法等の改正

本文  
参照頁

### 一 税理士制度の見直し

#### 1 ICT化とウィズコロナ時代への対応

- (1) 税理士の業務における電子化等の推進を通じた納税義務者の利便の向上等の努力規定の創設

737

「税理士及び税理士法人は、税理士業務及びその付随業務を行うに当たっては、税理士業務及び税理士業務に付随して行う財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務における電磁的方法の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びこれらの業務の改善進歩を図るよう努めるものとする」努力規定が創設されました。

- (2) 税理士会の会則及び日本税理士会連合会の会則の絶対的記載事項の整備

739

税理士会の会則及び日本税理士会連合会の会則の絶対的記載事項に「税理士業務及びその付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定」が追加されるとともに、税理士会の会則及び日本税理士会連合会の会則の変更について財務大臣の認可が必要な重要な事項に「税理士業務及びその付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定」が追加されました。

- (3) 税理士会の設立総会等の招集通知及び欠席者の議決権の行使の電子化

740

##### ① 税理士会の設立総会等の招集通知の電子化

税理士会の設立総会並びに税理士会及び日本税理士会連合会の総会の招集通知について、電磁的記録により通知することができることとされました。

##### ② 税理士会の設立総会等における欠席者の議決権の行使の委任の電子化

税理士会の設立総会並びに税理士会及び日本税理士会連合会の総会における欠席者の議決権について、電磁的記録をもって出席者に委任することにより行使することができることとされました。

- (4) 税理士名簿等の作成方法の明確化

741

税理士名簿、税理士業務に関する帳簿、税理士法人の名簿及び会計帳簿について、電磁的記録をもって作成することができることとされ、磁気ディスク以外の記録媒体やクラウドサービス等を利用することをもって作成することができることが明確化されました。

(5) 税務代理の範囲の明確化

742

① 税務代理の範囲の明確化

税務官公署から納税者（委嘱者）に対して送付される書類のうち、税務代理として行う税務官公署に対する主張又は陳述の前提となるものについて、税務代理権限証書に記載された税理士又は税理士法人が代理して受領することができることが、法令解釈通達上明確化されました。

② 税務代理権限証書の様式の見直し

税務代理権限証書の様式について、「税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄が設けられ、税務官公署から納税者（委嘱者）に対して送付される書類の受領について税務代理を委任する場合には、その書類の名称を記載することとされました。

また、税務代理権限証書に係る法令解釈通達上の様式について、税務代理に該当しない行為を委任する場合の委任状の記載欄が設けられるとともに、税務代理の委任が終了した場合にその旨を税務官公署に通知するための様式が新たに設けられる等の見直しが行われました。

(6) 税理士事務所の設置規制等の見直し

744

① 税理士事務所の設置規制の見直し

税理士事務所は、税理士業務の本拠をいうこととされ、その該当性の判定は、「外部に対する表示」に係る客観的事実によることとされました。

② 税理士及び税理士法人の使用人等に対する監督の方法の明確化

税理士の使用人等に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはなく、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより適切に監督が行われているときは、その監督義務が果たされていると判断されることが、法令解釈通達上明確化されました。

2 多様な人材の確保（税理士試験の受験資格の要件の緩和）

(1) 会計学に属する科目の受験資格の要件の撤廃

746

会計学に属する科目（簿記論及び財務諸表論の2科目）について行う税理士試験の受験資格の要件は、撤廃されました。

(2) 学識による受験資格の要件の緩和

746

学識による受験資格を有する者について、その受験資格の要件を満たそ



うとする場合に修める必要がある科目の範囲が、社会科学に属する科目（改正前：法律学又は経済学）に緩和されました。

(3) その他の改正

「税理士試験受験願書」に添付すべき写真について、大きさ以外の制限が撤廃されるとともに、「沖縄税理士法の規定により税理士資格を有することとなる者が受講する税法に関する講習の受講申請書」に添付すべき写真について、旅券（パスポート）規格の写真を添付することができるよう、所要の整備が行われました。

746

**3 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備**

(1) 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定制度の創設等

750

財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の事由となる行為又は事実があると認めるときは、その税理士であった者が懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができることとされるとともに、その決定を受けた者について、懲戒処分に準じた措置が講じられました。

(2) 税理士等に対する監督上の措置の見直し

752

① 税理士であった者に対する報告の徴取、質問又は検査の権限の整備

国税庁長官は、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定のため必要があるときは、税理士であった者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であった者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができることとされました。

② 関係人等への協力要請規定の創設

国税庁長官は、税理士法の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができることとされました。

③ 上記①の見直しに伴う罰則規定の整備等

上記①の権限の行使に対して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処することとされたほか、上記①及び②の見直しに伴う所要の整備が行われました。

(3) 懲戒処分等の除斥期間の創設

754

財務大臣は、税理士の懲戒の事由又は税理士法人の違法行為等があったときから10年を経過したときは、税理士に対する懲戒の手續若しくは税理

士法人の違法行為等の処分の手続又は税理士であった者に対する懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の手続を開始することができないこととされました。

#### 4 その他

##### (1) 税理士法人制度の見直し

755

###### ① 税理士法人の業務の範囲の拡充

税理士法人の業務の範囲に、後見人等の地位に就き、他人の法律行為について代理を行う業務等及び租税に関する教育その他知識の普及及び啓発の業務が追加されました。

###### ② 税理士法人の社員の法定脱退事由の整備

税理士法人の社員の法定脱退事由に、税理士業務の停止の処分を受けたこと等が追加されました。

##### (2) 税理士が申告書に添付することができる計算事項、審査事項等を記載した書面に関する様式の整備

756

計算事項等記載書面及び審査事項等記載書面について、必要があるときは、税目に応じてこれらの様式の各欄の記載事項を変更することができることとされる等の見直しが行われました。

#### 二 記帳水準の向上に資するための過少申告加算税等の加重措置の整備

757

納税者が、一定の帳簿（その電磁的記録を含みます。）に記載すべき事項等に関しその修正申告等又は期限後申告等があった時前に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下「当該職員」といいます。）からその帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（その納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額は、通常課される過少申告加算税の額又は無申告加算税の額にその修正申告等又は期限後申告等に係る納付すべき税額（その帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額を控除した税額に限ります。）の10%（次の2に掲げる場合に該当する場合には、5%）に相当する金額を加算した金額とすることとされました。

- 1 当該職員にその帳簿の提示若しくは提出をしなかった場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされたその帳簿に記載すべき事項等のうち、売上げの記載等が著しく不十分である場合として一定の場合
- 2 当該職員にその提示又は提出がされたその帳簿に記載すべき事項等のうち、売上げの記載等が不十分である場合として一定の場合（上記1に掲げる場合を除きます。）。

<b>三 財産債務調書制度等の見直し</b>	
<b>1 財産債務調書の提出義務者の見直し</b>	771
従前の提出義務者のほか、居住者（従前の提出義務者を除きます。）で、その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有するものは、財産債務調書を、その年の翌年の6月30日までに、所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。	
<b>2 国外財産調書及び財産債務調書の提出期限の見直し</b>	772
国外財産調書及び財産債務調書の提出期限が、その年の翌年の6月30日（改正前：その年の翌年の3月15日）に後倒しされました。	
<b>3 提出期限後に国外財産調書又は財産債務調書が提出された場合の宥恕措置の見直し</b>	772
(1) 提出期限後に国外財産調書が提出された場合の宥恕措置の見直し	
提出期限後に国外財産調書が提出された場合の宥恕措置について、その国外財産調書の提出が、国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての調査通知前にされたものである場合に限り、適用することとされました。	
(2) 提出期限後に財産債務調書が提出された場合の宥恕措置の見直し	
提出期限後に財産債務調書が提出された場合の宥恕措置について、その財産債務調書の提出が、その財産債務に係る所得税又は財産に対する相続税についての調査通知前にされたものである場合に限り、適用することとされました。	
<b>4 財産債務調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置等の整備</b>	772
上記1の改正に伴い、財産債務調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減措置の適用の判定の基礎となる財産債務調書に、提出期限内に提出された財産債務調書で上記1により提出すべきものが追加されるとともに、財産債務調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置について、所要の整備が行われました。	
<b>四 その他納税環境整備関係の改正</b>	
<b>1 修正申告書等の記載事項の整備</b>	774
次に掲げる事項については、修正申告書又は更正請求書への記載を要しないこととされました。	
(1) 申告前の課税標準等	
(2) 更正前の課税標準等	
(3) 「申告前の税額等」及び「更正前の税額等」のうち、納付すべき税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額	

<p><b>2 個人番号カードを利用した e-Tax の利便性の向上</b></p> <p>電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により申請等を行う際に、個人番号カードを用いて電子情報処理組織（e-Tax）にログインする場合において、あらかじめその申請等を行う者が本人であることを確認するための措置として国税庁長官が定めるものがとられているときは、e-Tax の識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を入力すること並びにその申請等の情報に電子署名を行うこと及びその電子署名に係る電子証明書を送信することを要しないこととされました。</p>	776
<p><b>3 添付書面等記載事項の提供方法の見直し</b></p> <p>(1) 相続税の申告書の添付書面等記載事項の提供方法の見直し</p> <p>電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により相続税の申告を行う場合の添付書面等記載事項の提供方法に、添付書面等記載事項の電磁的記録を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法が追加されました。</p> <p>(2) 国税庁長官が定める添付書面等に係る添付書面等記載事項の提供方法の見直し</p> <p>電子情報処理組織（e-Tax）を使用する方法により申請等を行う場合の添付書面等記載事項の提供方法から、添付書面等記載事項の電磁的記録を記録した磁気テープを提出する方法が除外されました。</p>	778
<p><b>4 特定納付手続に使用する識別符号を通知する手続等の廃止</b></p> <p>国税の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続（特定納付手続）に使用する識別符号（ID）を通知する手続等が廃止されました。</p>	779
<p><b>5 公売における入札手続の電子化</b></p> <p>公売における入札手続を電子的に行うための入札書に封をすることに相当する措置が定められるとともに、入札をしようとする者から委任を受けた者の電子署名等を送信する場合には、その入札をしようとする者の電子署名等の送信を要しないこととされました。</p>	781
<p><b>6 スマートフォンを使用した決済サービスによる税関長が課する国税の納付手続等の整備</b></p> <p>(1) スマートフォンを使用した決済サービスによる税関長が課する国税の納付上限額の整備</p> <p>電子情報処理組織を使用して行う通知による納付の委託について、税関長が課する国税を第三者型前払式支払手段による取引等により納付（スマホアプリ納付）する場合における納付上限額が100万円（改正前：30万円）に引き上げられました。</p>	783

- (2) 税関長が国税の徴収の所轄庁となる場合の納付受託者に対する納付の委託の手続の整備

税関長が国税の徴収の所轄庁となる場合の納付受託者について、財務大臣（改正前：国税庁長官）が指定することとされました。

## 7 税関長が行う賦課決定の手続の整備

786

- (1) 税関の当該職員の口頭による賦課決定の手続の整備

税関長が、輸入品に係る消費税等について賦課決定を行う場合において、その賦課決定が消費税法の規定により直ちに徴収する一定の消費税に係るものであるとき等は、賦課決定通知書等の送達に代え、税関の当該職員に口頭でその賦課決定の通知をさせることができることとされるとともに、税関の当該職員が口頭で賦課決定の通知をする場合には、他の当該職員の立会いを受けなければならないこととされました。

- (2) 税関の当該職員の賦課決定通知書の交付送達の手続の整備

税関の当該職員が次に掲げる場合において、それぞれ次に定める書類を送達を受けるべき者の住所又は居所以外の場所において交付送達を行ったときは、その交付を受けた者に対し、その旨を記載した書面に署名を求めるところを要しないこととされました。

① 税関長が賦課決定を行う場合において、その賦課決定が消費税法の規定により直ちに徴収する一定の消費税等であるときその他特別の必要に基づき国税を税関の当該職員に即納させるとき……賦課決定通知書

② 税関長が納税の告知を行う場合において、その納税の告知が本邦に入国する者が、入国の際に携帯し、又は別送して輸入する物品につき課する消費税等に係るものであるときその他特別の必要に基づき国税を税関の当該職員に即納させるとき……納税告知書

## 8 タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備

789

国税関係書類に係るスキャナ保存のタイムスタンプ付与の要件及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の措置におけるタイムスタンプについて、総務大臣が認定する時刻認証業務（改正前：一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務）に係るものとされました。

## 9 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備

793

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に電子取引を行う場合において、納税地等の所轄税務署長がその電子取引の取引情報に係る電磁的記録を一定の要件に従って保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると

認め、かつ、保存義務者が国税に関する法律の規定によるその電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限ります。）の提示又は提出の要求に応じることができるようにしているときは、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置が講じられました。

地方税法等の改正	本文参照頁
<p><b>1 個人住民税</b></p>	
<p>(1) 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度について、次の措置が講じられました。</p> <p>① 適用期限が令和20年度分の個人住民税及び居住年が令和7年であるものまで延長されました。</p> <p>② 居住年が令和4年から令和7年までの間である場合の個人住民税の控除限度額について、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）とすることとされました。</p>	808
<p>(2) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る課税方式について、所得税の課税方式と一致させるため、次の措置が講じられました。</p> <p>① 所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、個人住民税においてもこれらの課税方式を適用することとされました。また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についても、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置の適用を受ける場合に限り、個人住民税においても適用することとされました。</p> <p>② 上記①に伴い、確定申告書の付記事項から個人住民税における課税方式の選択に係る事項が削除されました。</p>	810
<p>(3) 個人住民税における合計所得金額には現年分離課税される退職所得の金額を含まないため、納税義務者本人又は配偶者等の親族が退職手当等を有する場合に、所得税と個人住民税とで配偶者控除等の適用の有無等が異なることを踏まえ、次の措置が講じられました。</p> <p>① 公的年金等控除額の算定に当たって、個人住民税の合計所得金額を用いることとする等の措置が講じられました。</p> <p>② 給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等を有する一定の配偶者等を有する場合について、次の措置が講じられました。</p>	812

イ	給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項に、退職手当等を有する一定の配偶者等の氏名等を追加する等の措置が講じられました。	
ロ	給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の記載事項に、上記イにより新たに収集される情報が追加されました。	
ハ	配偶者特別控除の適用を受けようとする公的年金等受給者の住民税申告書の提出義務の範囲について、上記イを踏まえ、所要の整備が行われました。	
ニ	退職手当等を有する一定の配偶者等に係る事項が確定申告書の付記事項に追加されました。	
(4)	給与支払報告書等の提出方法から、磁気テープにより提出する方法を除外することとされました。	814
(5)	ふるさと納税のワンストップ特例における申告特例の求めの申請書等について、性別の記載が不要とされました。	814
<b>2</b>	<b>法人住民税・法人事業税</b>	
(1)	更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額等の計算上控除する金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外することとされました。	815
(2)	法人住民税に係る外国税額控除について、法人税における進事業年度調整措置の取扱い等を踏まえ、所要の措置が講じられました。	815
(3)	法人住民税及び法人事業税の納税申告書等に記載すべきものとされる事項についてeLTAXによる提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープにより提出する方法を除外することとされました。	816
(4)	ガス供給業の課税方式について次の見直しが行われた上、これらの見直しに伴う所要の措置が講じられました。	816
①	ガス供給業のうち、ガス事業法に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限ります。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」といいます。）を除きます。以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る法人事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課するものとされました。	
②	ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円以下の	

普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課するものとされました。

- ③ 特定ガス供給業に対する法人事業税の標準税率が次のとおりとされました。

イ 収入割 100分の0.48

ロ 付加価値割 100分の0.77

ハ 資本割 100分の0.32

- ④ 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（特定ガス供給業を行う法人に限ります。）の特別法人事業税の額が、基準法人収入割額に100分の62.5の税率を乗じて得た金額とすることとされました。

- (5) 法人事業税の外形標準課税の対象である資本金1億円超の普通法人について、年800万円以下の所得の部分に係る所得割の軽減税率が廃止され、これらの部分に係る標準税率が1%とされました。 819

- (6) 外国税額控除の適用を受ける法人に係る法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入される外国法人税の額について、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由で法人税額から控除できない金額等は含まれないことが明確化されました。 820

- (7) 法人事業税において、労働者協同組合連合会を特別法人とすることとされました。 820

- (8) 令和3年に開催された東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に係る法人住民税及び法人事業税の非課税措置が廃止されました。 820

- (9) 法人事業税におけるガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の特例措置について、その適用期限が令和7年3月31日まで延長されました。 820

- (10) 法人事業税における給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次の見直しが行われました。 821

① 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が100分の3以上である等の要件を満たす場合について、特例措置を講ずることとされました。

② 控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とされました。

- (11) 法人事業税における株式会社社民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の課税標準の特例措置について、控除額を見直した上、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。 822



(12) 法人事業税における廃炉等実施認定事業者に係る廃炉等積立金に相当する交付金額を控除する収入割の特例措置について、その適用期限が令和9年3月31日まで延長されました。	822
(13) 法人税における見直しを踏まえ、法人住民税法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。	822
(14) 法人住民税法人税割の課税標準である法人税額を中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の適用を受けた額とする特例措置等について、法人税のグループ通算制度における当初申告に誤りがあった場合の調整措置を踏まえ、所要の措置が講じられました。	823
<b>3 不動産取得税</b>	
(1) 登記所は、地方税法の規定により市町村長に登記情報の通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならないこととされました。	824
(2) 不動産を取得した者は、当該取得について、条例で定める期間内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除きます。）は、道府県に対する不動産の取得の事実等の申告等を要しないものとされました。また、この見直しに伴う所要の措置が講じられました。	824
(3) 道府県は、住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅用地に係る不動産取得税の減額措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、これらの措置の適用要件に該当すると認められるときは、これらの措置を適用することができることとされました。	825
(4) 次の税負担軽減措置等が創設されました。	825
① 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が取得する博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋について、非課税措置が講じられました。	
② 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置が講じられました。	
(5) 次の税負担軽減措置等について、その適用期限が延長されました。	826
① マンション建替事業等により取得される特定要除却認定マンション等に係る非課税措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。	

- ② 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ③ 新築住宅特例が適用される住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ④ 高規格堤防の整備に係る事業の用に供された土地の上に取得した代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ⑤ 新築の認定長期優良住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ⑥ 低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ⑦ 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受けた不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ⑧ 帰還・移住等環境整備推進法人が事業計画に基づき取得した土地に係る課税標準の特例措置の適用期限が令和7年3月31日まで延長されました。
- (6) 中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置が廃止されました。 829
- 4 車体課税** 829
- 令和6年度分及び令和7年度分の自動車税に限り、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置が講じられました。
- 5 固定資産税・都市計画税**
- (1) 商業地等に係る令和4年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、当該商業地等に係る令和4年度分の税額が、令和3年度分の課税標準額に、令和4年度の価格に100分の2.5（改正前：100分の5）を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「商業地等調整税額」といいます。）を超える場合には、当該商業地等調整税額とすることとされました。 830
- (2) 令和3年度分の固定資産税に関し令和2年度分の税額に据え置く特別な措置の適用を受けた土地に限り、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出について、令和4年4月1日から納税通知書の交付を受け 830

た日後15月を経過する日までの間においても審査の申出をすることができることとされました。

(3) 登記所が土地又は建物の表示に関する登記をした場合等の市町村への通知に関して、次の措置が講じられました。

830

① 登記所が市町村に対し登記をした旨の通知をする際に、併せて地図等又は建物図面等を通知することとされました。

② 登記所は、次に掲げる場合について、市町村への通知をしなければならないこととされました。

イ 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは100年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他の者から、

不動産登記法の規定によるDV被害者等である旨の申出を受けた場合

ロ 不動産登記法の規定による相続人申告登記に係る付記をした場合

ハ 不動産登記法の規定により登記名義人の死亡の符号の表示をした場合

(4) 固定資産課税台帳等の閲覧及び記載事項証明書の交付について、次の措置が講じられました。

831

① 市町村長は、固定資産課税台帳を閲覧させ、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等には、住所の削除等の措置を講ずることができることとされました。

② 市町村長は、固定資産課税台帳等に記載された事項を閲覧させ、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が上記(3)②イの場合における登記所から市町村長への通知に係る者の住所であるときは、その住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳等を閲覧させ、又はその住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないこととされました。

(5) 次の税負担軽減措置等が創設されました。

833

① 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産について、令和5年度から令和8年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税とする措置が講じられました。

② 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地につ

いて、固定資産税及び都市計画税の課税標準を貯留機能保全区域として指定された日から3年度間はその価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされました。

(6) 次の税負担軽減措置等について、適用対象等を拡充するための見直しが行われました。

834

- ① 防災上重要な道路等における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる事業者に電気事業法に規定する配電事業者を追加した上、その対象資産の新設期限が令和7年3月31日まで延長されました。
- ② 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象となる地域福利増進事業に災害対策に関する施設の整備事業等が追加された上、購買施設等の整備事業により整備される施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準がその価格の4分の3（改正前：3分の2）の額とされました。
- ③ 一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象資産に電源設備等の設備が追加された上、その整備期限が令和6年3月31日まで延長されました。

(7) 次の税負担軽減措置等について、その適用期限が延長されました。

836

- ① 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産が令和5年度までに新たに固定資産税が課されるものとされました。
- ② 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限が令和5年度まで延長されました。
- ③ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ④ 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ⑤ 鉄道事業者等が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限が令和5年3月31日まで延長されました。
- ⑥ 農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る固定

資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。

- ⑦ 帰還・移住等環境整備推進法人が整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限が令和7年3月31日まで延長されました。
  - ⑧ 農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された人・農地プランにおいて、地域の中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限ります。）に利用させるために取得した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、人・農地プランの法定化に伴い、本措置の対象となる認定就農者の範囲に係る所要の規定の整備が行われた上、その対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ⑨ JR北海道及びJR四国が所有し又は借り受けている固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限が令和8年度まで延長されました。
  - ⑩ 国鉄改革によりJR北海道、JR四国及びJR貨物が承継した本来事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限が令和8年度まで延長されました。
  - ⑪ 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - ⑫ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- (8) 次の税負担軽減措置等について、適用対象等を整理合理化するための見直しが行われました。
- ① 一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、本措置の適用対象となる一般ガス導管事業者から特別一般ガス導管事業者が除外されました。
  - ② 総合効率化事業者が総合効率化計画に基づき取得した倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次の見直しが行われた上、その対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
    - イ 適用対象となる倉庫及び附属機械設備について、その設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有するものであることとの要件が追加されました。

- ロ 鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の貨物運送用設備が適用対象から除外されました。
  - ハ 総合効率化事業者が取得等をして事業の用に供する新規製造車両が適用対象から除外されました。
- ③ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次の見直しが行われた上、その対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- イ 対象となる水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液を処理するための施設について、同法に基づく暫定的な排水基準が適用される事業者が取得するものに限ることとされました。
  - ロ 対象となる下水道除害施設について、令和4年4月1日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置するものに限ることとされた上、その課税標準について、その価格に5分の4を参酌して10分の7以上10分の9以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（改正前：4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額とされました。
  - ハ 対象となるごみ処理施設について、熱回収又は再生利用を行う施設に限ることとされました。
  - ニ 対象となる一般廃棄物最終処分場から、環境大臣の再生利用に係る認定を受けた施設を除外することとされました。
- ④ 日本貨物鉄道株式会社が取得した新規製造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる車両の要件等について見直しが行われるとともに、当該車両に係る課税標準がその価格の3分の2（改正前：5分の3）の額とされた上、対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ⑤ バイオ燃料製造設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象となる木質固形燃料製造設備が中小企業者等及び農業協同組合等が取得するものに限定された上、対象資産の取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ⑥ ローカル5Gの設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象資産の取得価額要件が2億円以下（改正前：3億円以下）に引き下げられた上、その取得期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- (9) 次の税負担軽減措置等が廃止されました。
- ① 電気通信事業者が取得した特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置

② 立地誘導促進施設協定に定められた立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置

(10) 住宅関連税制について、一定の見直しが行われた上、適用期限が延長されました。

- ① 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、都市再生特別措置法に基づく市町村長の適正な立地を促すための勧告を受けた者が当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における、当該勧告に従わないで新築した一定の住宅が適用対象から除外された上、その対象資産の新築期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ② 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ③ 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置及び耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ④ バリアフリー改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限が令和6年3月31日まで延長されました。
- ⑤ 省エネ改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置及び省エネ改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、次の見直しが行われた上、その対象資産の改修期限が令和6年3月31日まで延長されました。
  - イ 適用対象が平成26年4月1日以前から所在する住宅とされました。
  - ロ 対象となる改修工事に要した費用の額の下限が60万円超（改正前：50万円超）とされました。併せて、窓等の断熱改修工事費用が50万円を超える場合には、省エネや創エネに資する太陽光発電装置等の設置工事費用と合わせて60万円超となる場合も本措置の対象とすることとされました。

## 6 事業所税

沖繩振興特別措置法に規定する観光地形成促進計画等の分野別計画において定められた各分野別地域において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限が令和7年3月31日まで延長されました。また、観光地形成促進地域に係る特例措置について、対象資産の見直しが行われました。

7 航空機燃料譲与税	848
<p>航空機燃料税の税率の特例措置の見直しに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、13分の4（改正前：9分の4）とする等の措置が講じられました。</p>	
8 地方税関係手続用電子情報処理組織（eLTAX）による地方税関係申告等の特例等	
(1) 地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる全ての申告等について、eLTAXを使用して行うことができることとされました。	850
(2) 地方団体が、特定徴収金として地方税共同機構に収納の事務を行わせる税目が全ての税目に拡大されました。	852
(3) 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、一定の場合には、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができることとし、当該機構指定納付受託者が当該特定徴収金を納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなすこととするほか、機構指定納付受託者の指定、取消し、指定に関する地方団体の意見等に係る所要の措置を講ずることとされました。	854
(4) 上記(3)の改正に伴い、地方団体の長は、機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置が講じられました。	857